

地名表示規制と農林水産品保護

会員 浅野 勝美^{*}



要 約

農林水産品をブランド化することにより保護する要請が年々高まっている。農林水産品は地域産業と密接なため地名を付けて売り出されることが多い。商品ネーミングは自由であるのが原則であるが、地名は公共財であるため特定人の独占が許されるか議論されるところである。地理的表示に関しては TRIPS 協定第 22 条に規定があり、保護されなければならないが、特産物に関する地名の保護に関しては原産地表示との関係から自由使用に対する規制が必要となってくる。この保護方式に関しては米国型の登録制度と欧州型の登録制度の対立がある。先年特許庁は地域団体商標制度を導入したが、農林水産品業者はこれに満足していない。こうした中、特許庁は商標法を改正して証明商標制度を導入し、これに対処しようとする。一方、農林水産省は新たな保護立法を企図している。両法が成立すると混乱が予想される。そこで、この問題を考えるに当たっての論点を挙げ、考察する。

目次

第 1 部 US 証明商標制度と EU 地理的表示保護制度の比較

1. 根拠法
2. 定義
3. 標章の態様
4. 出願人適格
5. 出願書類
6. 品質基準
7. 審査手続
8. 審査内容
9. 登録異議申立
10. 登録の告知（ラベル表示）
11. 登録の効果
12. 登録の取消
13. 調整規定
14. 類似制度

第 2 部 解説

第 3 部 考察

1. 前提
2. わが国における地理的表示の保護
3. 論点
4. 商標権者による同一範囲の使用
5. 商標権者による類似範囲の使用
6. 商標権者による証紙（ラベル）の併用
7. GI 登録者 G による使用

上、地理的表示（Geographical Indications（筆者注：GI）とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が WTO 加盟国の領域、又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう」と規定されている。

地理的表示保護の必要性は、伝統的産品の高価格性、農山漁村地域の振興や地域ブランドの創出、第三者による信用へのただ乗り防止等にあるとされる。

このような背景から、経済産業省特許庁は次の国会で商標法を改正して証明商標制度を導入する意向と聞く。一方農林水産省は地理的表示に関し独自の保護制度を創設するようである。これは、農林水産物の 6 次産業化の運用に関する主導権争いの観を呈し、相も変わらずの縦割行政であるが、ユーザ側にしてみればメニューが増えることになり、有難い話なのかもしれない。筆者は長年種苗法に興味をもち農林水産物の保護について研究してきた。本会農林水産知財対応委員会では立上時から現在までメンバーとして参加している。そのような立場から両者の制度を比較検討し、出

はじめに

TRIPS 協定第 22 条(1)によると、「この協定の適用



^{*} 首都大学東京大学院システムデザイン研究科非常勤講師
平成 24 年度日本弁理士会農林水産知財対応委員会委員
(平成 25 年度同委員長)

願人にとっての制度メリットの最大化を模索してみる。


本稿では、まず、両者のモデルとして、US 証明商標制度と EU 地理的表示保護制度とを比較し、次に両者の比較項目ごとの解説をし、最後に権利実行面の問題点を考察する。

第 1 部 US 証明商標制度と EU 地理的表示保護制度の比較

比較項目	US 証明商標制度	EU 地理的表示保護制度
1・根拠法	商標法	農産物及び食品の地理的表示及び原産地名の保護に関する理事会規則 (EU 農産物等規則)
2・定義	<p>文字、名称、シンボル若しくは図形又はこれらの結合で (1) その所有者以外の者により使用され、又は</p> <p>(2) その所有者が、その所有者以外の者が市場において使用することを許可する真正の意思を有し、</p> <p>本法に基づいて設けられた主登録簿への登録出願をするもので、</p> <p>商品やサービスの地域的その他の出所、材料、製造方法、品質、適正若しくは他の特徴を、又は商品、サービスに係る作業又は労働がある連合体又は団体の構成員によりなされていることを証明するもの (45 条)</p>	<p>a) 原産地名 (designation of Origin)</p> <p>地方、特定の場所、又は例外的には国の名称であって、次に該当する農産物又は食品を表現するために使用されるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該の地方、特定の場所又は国を原産地としていること その品質又は特徴が、固有の自然的及び人的要因を備えた特定の地理的環境に専ら (exclusively) 又は本質的 (essentially) に起因していること、並びに その生産、加工及び調整が当該の定義された地理的地域において行われていること (2 条(1)(a)) <p>b) 地理的表示 (geographical Indication)</p> <p>地方、特定の場所、又は例外的には国の名称であって、次に該当する農産物又は食品を表現するために使用されるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該の地方、特定の場所又は国を原産地としていること 当該の地理的原産地に起因する固有の品質、評判その他の特徴を有していること、並びに その生産及び／又は加工及び／又は調整が当該の定義された地理的地域において行われていること (2 条(1)(b))

3・標章の様態	<p>a. 地名 (geographical term 地理的用語) のみからなる登録例:</p> <p>MAUI マウイ (たまねぎ)</p> <p>b. 実質的な地理的用語のみからなる登録例:</p>  <p>100% ハワイコーヒー</p> <p>c. 地理的用語と他の識別力がある標章との結合登録例:</p>  <p>アイダホ州産アイダホポテト</p> <p>d. 地理的用語ではない標章登録例:</p> <p>SUMMER WHITE THE SUNSHINE TREE (知財研報告書 19 頁より)</p>	<p>・農産物又は食品 (以下「産物」) を表すために用いられている名称 (4 条(2)(a))</p>
	<p>4・出願人適格</p> <ul style="list-style-type: none"> 証明商標の所有者 (証明責任を有する者) のみ 法人格不問 (3.(a)(b)) の場合は、政府機関等が通例 (知財研報告書 20 頁より) 	<p>団体。即ち農産物又は食品の生産者又は加工者の組合 (5 条(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人格不問
	<p>5・出願書類</p> <p>願書に次の説明及び資料を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 当該証明商標が証明する内容 (特性基準その他の特徴) を詳細に説明した供述書 b 当該証明商標の使用許可基準のコピー c 出願人が当該証明商標の使用について合法的なコントロールをしていること的主張 d 出願人自身が当該証明商標が使用される商品、役務の生産や販売をしていない旨の供述書 (弁理士会レジュメ) 	<p>a. 願書 (5 条(3))</p> <p>b. 産物明細書 (4 条(2))</p>
	<p>6・品質基準</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 基準の規定 証明商標の使用に関する基準についての記載項目は法令上、TMEP 上ない (知財研報告書) b. 基準の公開 証明商標の使用に関する基準については、その要旨が公報に掲載され、異議に付される (知財研報告書) 	<p>a 産物明細書 (4 条(2))</p> <p>産物明細書には、少なくとも次の事項を含めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 原産地名又は地理的表示を包含する農産物又は食品の名称 (b) 該当する場合は原材料を含めた農産物又は食品についての説明、及び

<p>・登録証明書には、TMEP1306.06 (f) (i)において要求される証明文言が記載される（知財研報告書）。</p>	<p>農産物又は食品の物理的、化学的、微生物学的又は感覚的に認知することができる主要な特徴</p> <p>(c) 地理的地域の定義、及び該当する場合は第2条(3)の要件を遵守していることを示す詳細事項</p> <p>(d) 農産物又は食品が第2条(1)(a)又は場合により(b)にいう定義された地理的地域を原産地としていることの証拠</p> <p>(e) 農産物又は食品の取得方法についての説明、及び該当する場合はその土地での真正かつ一定不変の方法並びに</p> <p>第5条(1)の意味での出願人集団が、品質を保証し、原産地を保証し又は規制を確保するために、そのように決定し、かつ、包装が定義された地理的地域において行われなければならない理由を示した場合は、包装に関する情報</p> <p>(f) 次のことを証明する詳細事項</p> <p>(i) 農産物又は食品の品質又は特徴と第2条(1)(a)にいう地理的環境との間の結びつき、又は場合により、</p> <p>(ii) 農産物又は食品の特定の品質、評判その他の特徴と第2条(1)(b)にいう地理的原産地との間の結びつき</p> <p>(g) 明細書の規定の遵守を検証する当局又は機関の名称及び宛先並びにこれらの特定の責務</p> <p>(h) 当該の農産物又は食品に係る特定のラベル表示の原則</p> <p>(i) 共同体又は各国の規定によって定められている要件</p> <p>b. 二段構えの審査</p> <p>i) 基準審査</p> <p>産物明細書上の品質基準がEU規則の要件を満たしているか否かが審査される。この審査は加盟国段階で第1次のチェックがなされ(5条(4)後段)、これらを満たした物がEU委員会の審査を受ける。(6条(1))。</p> <p>ii) 産物審査</p> <p>・農産物又は食品は、原産地保護名称(PDO)又は地理的保護表示(PGI)に関して適格となるためには、産物明細書に適合していなければならない(前文第10</p>	<p>文、4条(1))。</p> <p>・共同体内の地理的地域に関係する地理的表示及び原産地名に関し、産物を市場に出す前に、明細書遵守の検証を次のものから受けなければならない(11条(1))。</p> <p>－ 第10条にいう1又は複数の管轄当局、及び/又は</p> <p>－ 産物証明機関として機能する規則(EC)No.882/2004第2条の意味での1又は複数の規制機関</p> <p>・第三国内の地理的地域に関係する地理的表示及び原産地名に関し、産物を市場に出す前に、明細書遵守の検証を次のものから受けなければならない(11条(2))。</p> <p>－ 第三国により指定された1又は複数の政府機関、及び/又は</p> <p>－ 1又は複数の産物証明機関</p>	<p>7・審査手続</p> <p>証明商標は特許商標局における通常の審査手続を経て登録される。異議申立制度の適用もある。</p> <p>・加盟国(地理的地域が属する国)への出願(5条(4)前段)</p> <p>・加盟国による国内審査(1次審査)(5条(4)後段)</p> <p>・加盟国からEU委員会への書類送付(送付対象は、各国の異議手続を経て、EU理事会規則要件を満たしている案件)(5条(5))</p> <p>・EU委員会による審査(2次審査)(6条(1))</p> <p>・EU委員会による出願公告(6条(2))</p> <p>・EU委員会への異議申立(6月間)(7条(1))</p> <p>・EU委員会による名称の登録(7条(4)前段)</p> <p>・EU委員会による登録公告(7条(4)後段)</p>	<p>8・審査内容</p> <p>通常の登録要件に加えて、次が審査される。</p> <p>a. 出願人の適正管理性</p> <p>審査官は、出願人の適正管理性(5.c)に反する事実を知っていない限り許可する。</p> <p>b. 出願人の非使用性</p> <p>審査官は、出願人の非使用性(5.d)に反する事実を知っていない限り許可する。</p> <p>c. 目的外使用</p> <p>当該証明商標が証明以外の目的で使用されるか否かについての陳述は出願段階では求められない</p> <p>・使用許可基準の妥当性については審査されない(知財</p> <p>保護要件</p> <p>i) 名称</p> <p>・伝統的名称(2条(2))</p> <p>・普通名称ではないこと(3条(1))</p> <p>・周知商標との誤認のおそれがある名称でないこと(3条(4))</p> <p>・植物、動物の品種名との誤認のおそれがある名称でないこと(3条(2))</p> <p>ii) 特性(4条(2)(b)(d)(e))</p> <p>特異な産物であることの説明</p> <p>iii) 生産地域(4条(2)(c)、2条(3)第1パラグラフ)</p> <p>特別な産物の生産にふさ</p>
---	--	--	---	--

<p>研報告書 22 頁)。 ・関係省庁の意見も求められない (知財研報告書 22 頁)。</p>	<p>わしい特徴を有する地域であること iv) 特性と生産地域との結びつき (4 条(2)(f)) v) 管理体制 (4 条(2)(g))</p>	<p>11・登録の効果</p>	<p>とができる (権利的表示) (8 条(3))</p>
<p>9・登録異議申立 登録異議申立理由 (a) 適正管理違反 権利者が証明商標の使用の管理をしていない又は管理しないことに正当理由がない場合 (b) 非使用性違反 権利者が証明商標を指定商品・役務の生産又は販売に従事している場合 (c) 目的外使用 権利者が証明以外の目的で証明商標の使用の許可をした場合 (d) 差別的取扱い 権利者が基準、条件を満たしている第三者の商品、サービスについて証明を差別的に拒絶した場合</p>	<p>登録異議申立 i) 異議申立資格 加盟国、第三国 (7 条(1)) 利害関係人 (7 条(2)) ii) 異議理由 (7 条(3)) (a) 2 条違反 (7 条(3)(a)) 出願名称が原産地名、地理的表示の定義を満たしていない (b) 3 条違反 (7 条(3)(b)) ・出願名称が植物又は動物の品種名に抵触しており、その結果、産物の真の原産地について消費者に誤認を生じさせる虞がある場合 ・出願名称が既登録名称の同音異義である。 ・出願名称が周知商標との誤認のおそれがある。 (c) 出願名称が先使用産物の名称と同一であり、当該産物の存在を危険にさらす (7 条(3)(c)) (d) 一般化している名称である (7 条(3)(d)) iii) 審理主体 EU 委員会 (7 条(3) 後段) iv) 審理手続 異議がないとき又は異議理由がないときは登録し (7 条(4) 前段)、登録後公告する (同後段)。</p>	<p>a. 商標権による保護を受ける (法 4 条) 証明商標権者は、他人による使用が混同、錯誤を生じさせ又は欺瞞するおそれがあるときは、次の権利を有する。 i) 差止請求権 (32 条) ii) 損害賠償請求権 (3 倍賠償、法定損害賠償を含む (34 条、35 条)) b. 第三者の義務 何人も、取引において虚偽の原産地名を使用し、それが a) 商品、サービスの出所等について混同誤認を生じさせ又は欺瞞するおそれがあるとき、b) 商業広告、販売促進において原産地を不実表示しているときは民事的責任を負う (43 条)。 また、刑事的制裁 (偽造の場合) がある。 c. 第三者の正当使用 (Fair use) 地理的産地に関する表示の場合、記述的商標の Fair use の原則により、権利者は第三者に対しその商品の地理的産地を公正かつ正確にかつ非商標的使用態様で記述することを排除することができない。 (知財研報告書 22 頁)</p>	<p>a 行為規制の効力 ・登録名称は、次の事項に対抗して保護されるものとする (13 条(1))。 (a) 非登録産物への使用 (13 条(1)(a)) 登録の対象でない産物についての登録名称の直接的又は間接的営利使用。 ただし、これらの産物が登録名称の下で登録されている産物と類似していること、又はその名称を使用することが保護名称の評判の不当な利用になる場合に限る。 (b) 悪用、模倣又は想起 (13 条(1)(b)) 産物の真の原産地が表示されている場合、又は保護名称が翻訳されているか若しくは「style」, 「type」, 「method」, 「as produced in」, 「imitation」その他類似の表現が添えられている場合であっても同様とする。 (c) 品質誤認 (13 条(1)(c)) 産物に関する内側又は外側の包装、広告用の資料又は書類に付した表示であって、産物の出所、原産地、種類又は基本的品質に関する前記以外の虚偽の又は誤認を生じさせるもの、及び産物の原産地に関して誤った印象を与える虞のある容器にその産物を詰めること (d) 産物の真の原産地に関して消費者に誤認を生じさせる虞のある前記以外の慣行 (13 条(1)(d) 前段) ただし、登録名称が産物の一般名称を含んでいる場合は当該一般名称の使用は上記 (a) 又は (b) 規制の対象にならない (13 条(1)(d) 後段)。 b. 保護名称の開放性 (8 条(1)) 本規則に基づいて登録された名称は、対応する明細書に合致する農産物又は食品を市場に出す何れの事業者も使用することができる。 c. 保護の永続性 登録名称は一般名称になることがない (13 条(2)) d. エンフォースメント (権利の執行) ・登録者は、第三者による使用に対し、差止請求、損害賠償請求をすることができ、また行政当局による取</p>
<p>10・登録の告知 (ラベル表示) 「®」の表示 「®」の表示は権利的。表示のないときは原則として損害賠償請求をすることができない。(29 条)</p>	<p>a. 共同体を原産地とする農産物及び食品 次の PDO マーク又は PGI マークをラベル表示しなければならない (義務的表示) (8 条(2)) < PDO マーク >  < PGI マーク >  b. 第三国を原産地とする農産物及び食品 上記ラベル表示をするこ</p>		

		締の対象となる。
12・登録の取消	[商標権者の管理義務違反への制裁] 登録証明商標が次のいずれかに該当する場合は、何人もその取消しを請求することができる(14条(5))。 i) 権利者が証明商標の使用を管理していない又は正当に管理することができない場合(適正管理性違反) ii) 権利者が商品、サービスの生産又は販売に従事している場合(非使用性違反) iii) 権利者が証明行為以外の目的で証明商標の使用を許可した場合(目的外使用) iv) 権利者が基準、条件を満たしている第三者の商品、サービスについて証明を差別的に拒絶した場合(差別的取扱い) (知財研報告書23頁より)	登録の取消 (1) 登録要件欠缺 委員会は、第16条(k)にいう細則に従って、保護名称の対象である農産物又は食品に係る産物明細書の条件が最早遵守されていないと考える場合は、登録の取消に係る第15条(2)にいう手続を開始するものとし、そのことが欧州連合公報において公告されるものとする(12条(1))。 (2) 請求人適格 適法の利害を有する如何なる自然人又は法人も、請求の理由を示して登録の取消を請求することができる(12条(2)前段)。 (3) 手続 第5条、第6条及び第7条に規定する手続が準用される(2段構えの手続、異議)(12条(2)後段)。
13・調整規定	(1) 地理的表示と商標の抵触に関する規定 明文の規定なし (2) 先使用(地理的表示の出願・登録以前の善意使用商標) 明文の規定なし	(1) 登録地理的表示に抵触する商標(14条(1)) 原産地名又は地理的表示が本規則に基づいて登録されている場合において、商標であって第13条にいう事情の1に該当し、かつ、同一種類の産物に関するものの登録出願は、前者登録の委員会への出願の提出日後になされたときは拒絶する。 第1段落に違反して登録された商標は、無効とされる。 (2) 先使用商標の使用権(14条(2)) 共同体法を当然に考慮した上で、その使用が第13条にいう事情の1に該当する商標であって、共同体域内において、原産国における原産地名若しくは地理的表示の保護の日前又は1996年1月1日前に、善意で出願され、登録され又は使用により確立されている(その可能性が関係立法により規定されている場合に限り)ものは、原産地名又は地理的表示が登録されていても、引き続き使用することができる。
14・類似制度	団体商標(45条) 商標又はサービスマークであり、 (1) 協同組合、団体又はその他の集合的グループ若しくは組織の構成員によって使用されているか、 (2) その協同組合、団体又はその他の集合的グループ若し	酒類については同様の規定がある。 ワイン：EUワイン規則(ワイン市場の共通組織に関する2008.4.29付理事会規則) スピリッツ：EUスピリッツ規則(スピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する2008.1.15付欧州議会及

くは組織の構成員が、それを取引において使用する誠実な意思の下に、本法により設けられた主登録簿に登録するための出願を行なっているものをいい、 組合、団体又はその他の組織の構成員であることを表示する標章(団体会員標章)を含む	び理事会規則)
(汎例) ・知財研報告書：財団法人知的財産研究所「地理的表示、地名等に係る商標の保護に関する調査研究報告書」平成23年2月 ・AIPPI報告書：諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際動向に関する調査研究 平成24年3月 社団法人日本国際知的財産保護協会 ・条文は、外国工業所有権法令集の米国商標法及び「欧州連合農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地名の保護に関する2006年3月20日の理事会規則」社団法人日本国際知的財産保護協会による。	

第2部 解説

次に比較項目ごとに若干の解説をする。

1. 根拠法

(1) 証明商標は、US商標法に基づき登録され「権利法」としての保護を受ける。証明商標は、公益性の大きな団体になるであろうが特定団体に私権を付与し、特定人による内部統制により産物の品質管理をするというスキームである。

一方地理的表示及び原産地名(以下、両者を総称するときは「GI登録」という)は登録はされるものの、その保護は「権利法」としてではなく、一定の行為が禁止されるという「行為規制法」としての保護である。農産物、食品といった産物は食の安全性が重視され工業製品と異なるため公益性がより大と考えられ、私権の創設よりも不真正産物の流通を直接規制するのである。

(2) よって、証明商標は権利者側からの視点となるため、証明商標による保護の方がGI登録法(GI法)によるGI登録よりも保護がより厚くなる傾向がある。他方、産物の品質管理に関しては、証明商標においては直接の規定がないため、品質管理面が手薄になる傾向がある。これに対し、GI登録では直接産物の品質を保証するので、消費者の信頼を受け易い傾向がある。これが後述するようにした問題になる可能性がある。

2. 定義

(1) 産物の名称を証明商標として登録する場合、証明商標はあくまで商標であるため、その構成要素は「文

字」「名称」だけでなく、「シンボル」「図形」であってもよく、またこれらの結合であってもよい。これらの構成要素は産物との関係を要する⁽¹⁾が、これは産物の品質自体を証明するものではない。

原産地名は、地方、特定の場所、又は例外的には国の名称であって、次に該当する農産物又は食品を表現するために使用されるものをいう。

- 一 当該の地方、特定の場所又は国を原産地としてすること
- 一 その品質又は特徴が、固有の自然的及び人的要因を備えた特定の地理的環境に専ら又は本質的に起因していること、並びに
- 一 その生産、加工、及び調整が当該の定義された地理的地域において行なわれていること（EU 農産物等規則 2 条(1)(a)）。

地理的表示は、地方、特定の場所、又は例外的に国の名称であって、次に該当する農産物又は食品を表現するために使用されるものをいう。

- 一 当該の地方、特定の場所又は国を原産地としてすること
- 一 当該の地理的原産地に起因する固有の品質、評判その他の特徴を有していること、並びに
- 一 その生産及び／又は加工及び／又は調整が当該の定義された地理的地域において行なわれていること（同条(1)(b)）。（アンダラインは筆者が付した）

即ち、原産地名及び地理的表示はいずれも名称（原産地を示す名称）である必要がある。ただし、「農産物又は食品を示す伝統的な地理的又は非地理的な名称であって、(1)にいう条件を満たすものも、原産地名又は地理的表示とみなす」（同条(2)）より、地名以外の表示であっても保護対象とすることができる。原産地名の例としては、Prosciutto di Parma（パルマハム；イタリア）、Camembert de Normandie（カマンベールチーズ；フランス）があり、地理的表示の例としては、Melon de la Mancha（Mancha メロン；スペイン）がある。地名以外の表示の例としては、ギリシャのフェタチーズがある。

なお、原産地名として保護された産物には PDO（Protected Designations of Origin）と表記された証紙を貼付する。また地理的表示として保護された産物は PGI（Protected Geographical Indication）と表記された証紙を貼付する。上記貼付は共同体を原産地とする場合は必要であり、第 3 国を原産地とする場合

は任意的である。

GI 登録は、産物の品質が登録された基準に合致することを証明する制度である（4 条(1)）。よって、食の安全性、おいしさ等を直接保証するため、消費者の信頼をより直接的に獲得する可能性がある。

原産地名と地理的表示のちがいは、「生産」「加工」「調整」のすべてを特定地域において定められた製法で行なわれている産物表示が原産地名であり、その一部について行なわれている産物表示が地理的表示である。また原産地名の方が品質と地理的環境との結びつきがより大である産物を対象とする。

(2) 保護対象の範囲

証明商標は、必ずしも、農産物及び食品だけでなく、他の商品やサービスをも保護対象とする。例えば、毛糸、家具等である。

一方は GI 登録は農産物及び酒類を除く食品に限定される。なお、酒類については同様の規定がある⁽²⁾。

3. 保護対象となる標章の態様

(1) 証明商標の保護対象として次の 4 個の類型が指摘されている（知財研報告書 19 頁より）。

- (a) 地理的用語のみからなる標章
登録例：MAUI, COLOMBIAN
- (b) 実質的に地理的用語のみからなる標章
登録例：100% HAWAII COFFEE
- (c) 地理的用語と他の識別力がある標章との結合
登録例：IDAHO + 図形
- (d) 地理的用語ではない標章
登録例：SUMMER WHITE, THE SUNSHINE TREE

証明商標においては、パターン(d)のように地名以外のマークも保護対象とされる。理論的には、名称ではなく、シンボル、記号例えば、エッフェル塔の図形であってもそれが産物との関係を表すものであれば登録され得ると解する。

(2) 一方 GI 登録は「名称」であるのが原則であり、単なるシンボル、記号は例外である⁽³⁾（EU 農産物等規則 4 条(2)(a)）。

GI 登録においては、名称は伝統的名称でなければならず、新規な名称は保護対象とされない（EU 農産物等規則 2 条(2)）。「伝統的名称」とは一世代程度の使用の事実を要すると解されている。

また一般化している名称は保護対象とされない⁽⁴⁾（EU 農産物等規則 3 条(1)）。多くの場合「地名 + 産物

の普通名称」が保護対象とされるものと考えられる。

4. 出願人適格

証明商標の出願人となり得る者は証明商標の所有者（証明責任を有する者）のみであり、法人格は不問とされる。証明商標は通常の商標と異なり公益性が求められるため、地名又は実質的な地名のみからなる証明商標の場合は政府機関等が通例とされている⁽⁵⁾。

一方、GI登録の出願人適格は団体である。即ち、農産物又は食品の生産者又は加工者の組合のみが出願人となり得る（5条(1)）。団体の法人格は不問である。法人格のない社団等も出願可能であり、大きなメリットとされる。GI登録では団体そのものの使用は想定されていない。地理的表示を使用できる者の範囲は農産物や食品を市場に供給する者で、仕様書に従う者は、誰でも使用可能なのである（8条(1)）。

5. 出願書類及び6. 品質基準

(1) 出願書類

証明商標では、願書に次の説明及び資料を添付する。

- a 当該証明商標が証明する内容（特性基準その他の特徴）を詳細に説明した供述書
- b 当該証明商標の使用許可基準のコピー
- c 出願人が当該証明商標の使用について合法的なコントロールをしていることの主張
- d 出願人自身が当該証明商標が使用される商品、役務の生産や販売をしていない旨の供述書

GI登録では願書に産物明細書を添付する（5条(3)）。産物明細書には4条所定の事項を記載する。

(2) 産物明細書と品質基準

産物明細書には、少なくとも次の事項を含めなければならない。（4条(2)）

(a) 原産地名称又は地理的表示を包含する農産物又は食品の名称

(b) 該当する場合は原材料を含めた農産物又は食品についての説明、及び

農産物又は食品の物理的、化学的、微生物学的又は感覚的に認知することができる主要な特徴

(c) 地理的地域の定義、及び

該当する場合は第2条(3)の要件を遵守していることを示す詳細事項

(d) 農産物又は食品が第2条(1)(a)又は場合により(b)にいう定義された地理的地域を原産地としていることの証拠

(e) 農産物又は食品の取得方法についての説明、及び該当する場合はその土地での真正かつ一定不変の方法並びに

第5条(1)の意味での出願人集団が、品質を保証し、原産地を保証し又は規制を確保するために、そのように決定し、かつ、包装が定義された地理的地域において行われなければならない理由を示した場合は、包装に関する情報

(f) 次のことを証明する詳細事項

(i) 農産物又は食品の品質又は特徴と第2条(1)(a)にいう地理的環境との間の結びつき、又は場合により、

(ii) 農産物又は食品の特定の品質、評判その他の特徴と第2条(1)(b)にいう地理的原産地との間の結びつき（地域との関連性）

(g) 明細書の規定の遵守を検証する当局又は機関の名称及び宛先並びにこれらの特定の責務

(h) 当該の農産物又は食品に係る特定のラベル表示の原則

(i) 共同体又は各国の規定によって定められている要件

GI登録では産物明細書に生産基準、品質基準が規定され保護要件となっており（4条(2)(b)～(d)）、登録後はその品質基準が公示される（6条(2)）。よって、GI登録（GI）は産物の品質を直接保障する制度といえる。

一方、証明商標の使用に関する基準についての記載項目は法令上、TMEP上ない。証明商標の使用に関する基準については、その要旨が公報に掲載され、異議手続に付される。登録証明書には、TMEP1306.06(f)(i)において要求される証明文言が記載される。（知財研報告書21頁）。このように証明商標では産物の品質基準に関し、証明商標の使用に関する基準の公開はされるが、記載項目は法令上、TMEP上規定されていないので、産物の品質は直接保証されていない。産物の品質は商標権者の内部統制によることが期待されている。

(3) 品質の審査

GI登録では、まず産物の基準自体がEU農産物等規則に合致しているか否かが審査され、さらに市場に流通される当該産物が産物の基準を満足するか否かが審査される。このように産物の品質管理に関し、二段構えの審査態勢がとられ、厳重な品質管理が保証され

る。

ア. 基準審査

産物明細書上の品質基準がEU規則の要件を満たしているか否かが審査される。この審査は加盟国段階で第1次のチェックがなされ(5条(4)後段)、これらを満たした物がEU委員会の審査を受ける。(6条(1))。

イ. 産物審査

農産物又は食品は、原産地保護名称(PDO)又は地理的保護表示(PGI)に関して適格となるためには、産物明細書に適合していなければならない(前文第10文、4条(1))。

共同体内の地理的地域に係る地理的表示及び原産地名に関し、産物を市場に出す前に、明細書遵守の検証を次のものから受けなければならない(11条(1))。

- 第10条にいう1又は複数の管轄当局、及び／又は
- 産物証明機関として機能する規則(EC) No.882/2004第2条の意味での1又は複数の規制機関

第三国内の地理的地域に係る地理的表示及び原産地名に関し、産物を市場に出す前に、明細書遵守の検証を次のものから受けなければならない(11条(2))。

- 第三国により指定された1又は複数の政府機関、及び／又は
- 1又は複数の産物証明機関

7. 審査手続

(1) 証明商標

証明商標は特許商標局における通常の審査手続を経て登録される。異議申立制度の適用もある。

(2) GI登録

ア. 出願

GI登録出願は地理的地域が所在する加盟国宛にする(5条(4)前段)。

イ. 加盟国による国内審査

当該加盟国は、当該出願が正当化され、かつ、本規則の条件を満たしていることを検証する(1次審査)(5条(4)後段)

ウ. 加盟国からEU委員会への書類送付

加盟国は各国の異議手続を経て、EU理事会規則要件を満たしている案件をEU委員会へ送付する(5条(5))。

エ. EU委員会による審査

EU委員会は、第5条により受領された出願が正当化されており、かつ、本規則に定められた条件を満たしているか否かを審査する(2次審査)(6条(1))。

オ. EU委員会による出願公告

本規則に定める条件が満たされている場合、EU委員会は出願書類及び明細書公告の引用を欧州連合公報において公告する(EU委員会による2次審査)(6条(1))。本規則に定める条件が満たされていない場合は、拒絶する(6条(2)後段)。

カ. EU委員会への異議申立

GI登録に関してはEU委員会への異議申立をすることができる(7条(1))。詳しくは後述する。

キ. EU委員会による名称の登録及び登録公告

異議がないとき又は異議理由がないときは登録し(7条(4)前段)、登録後公告する(同後段)。

(3)このように、証明商標及びGI登録のいずれも異議申立て手続があり、厳格な手続を経て登録される。

8. 審査内容

(1) 証明商標

通常の審査に加えて、次が審査される。

ア. 出願人の適正管理性

審査官は、出願人の適正管理性(出願人が当該証明商標の使用について合法的なコントロールをしていること)に反する事実を知っていない限り許可する。

イ. 出願人の非使用性

審査官は、出願人の非使用性(出願人自身が当該証明商標が使用される商品、役務の生産や販売をしていないこと)に反する事実を知っていない限り許可する。

ウ. 目的外使用

当該証明商標が証明以外の目的で使用されるか否かについての陳述は出願段階では求められない。

エ. その他

審査においては使用許可基準の妥当性については審査されない。また関係省庁の意見も求められない(知財研報告書22頁)。

(2) GI登録

次の保護要件を具備するか否かが審査される。

ア. 名称要件

- ・農産物又は食品(以下「産物」)を表すために用いられている名称(4条(2)(a))
- ・普通名称ではないこと(3条(1))

- ・周知商標との誤認のおそれがある名称でないこと (3条(4))
- ・植物、動物の品種名との誤認のおそれがある名称でないこと (3条(2))
- イ. 特性要件 (4条(2)(b)(d)(e))
 - ・特異な産物であることの説明, 即ち, 原材料を含めた農産物又は食品についての説明, 及び農産物又は食品の物理的, 化学的, 微生物学的又は感覚的に認知することができる主要な特徴の説明
 - ・農産物又は食品が原産地名又は地理的表示にいう定義された地理的地域を原産地としていることの証拠
 - ・農産物又は食品の取得方法についての説明, 及び該当する場合はその土地での真正かつ一定不変の方法並びに第5条(1)の意味での出願人集団が, 品質を保証し, 原産地を保証し又は規制を確保するために, そのように決定し, かつ, 包装が定義された地理的地域において行われなければならない理由を示した場合は, 包装に関する情報
- ウ. 生産地域 (4条(2)(c), 2条(3)第1パラグラフ)

地理的地域の定義, 及び, 該当する場合は第2条(3)の要件を遵守していることを示す詳細事項。即ち, 特別な産物の生産にふさわしい特徴を有する地域であることの説明。
- エ. 特性と生産地域との結びつき (4条(2)(f))
 - (i) 農産物又は食品の品質又は特徴と原産地名にいう地理的環境との間の結びつき, 又は場合により,
 - (ii) 農産物又は食品の特定の品質, 評判その他の特徴と地理的表示にいう地理的原産地との間の結びつき
- オ. 管理体制 (4条(2)(g))
 - ・産物明細書の規定の遵守を検証する当局又は機関の名称及び宛先並びにこれらの特定の責務
 - ・当該の農産物又は食品に係る特定のラベル表示の原則 (4条(2)(h))
 - ・共同体又は各国の規定によって定められている要件 (4条(2)(i))

9. 登録異議申立

(1) 証明商標

登録証明商標が次のいずれかに該当するときは, 何人もその取消を請求することができる。(13条(a))

ア. 適正管理違反

権利者が証明商標の使用の管理をしていない又は管理しないことに正当理由がない場合

イ. 非使用性違反

権利者が証明商標を指定商品・役務の生産又は販売に従事している場合

ウ. 目的外使用

権利者が証明以外の目的で証明商標の使用の許可をした場合

エ. 差別的取扱い

権利者が基準, 条件を満たしている第三者の商品, サービスについて証明を差別的に拒絶した場合

(2) GI 登録

ア. 異議申立適格

如何なる加盟国又は第三国も, 欧州連合公報における公告の日から6月以内に, 適正に立証された陳述書を委員会に提出することにより, 出願された登録に対する異議申立をすることができる(7条(1))。

適法の利害を有する自然人又は法人であって, 登録出願する加盟国以外の加盟国又は第三国に施設を有するか又は居住するものは, 適正に立証された陳述書を提出することにより, 出願された登録に対する異議申立をすることができる(7条(2))。

イ. 異議理由

(a) 2条違反 (7条(3)(a))

出願名称が原産地名, 地理的表示の定義を満たしていない場合

(b) 3条違反 (7条(3)(b))

- ・出願名称が植物又は動物の品種名に抵触しており, その結果, 産物の真の原産地について消費者に誤認を生じさせる虞がある場合

- ・出願名称が既登録名称の同音異義である場合

- ・出願名称が周知商標との誤認のおそれがある場合

(c) 出願名称が先使用産物の名称と同一であり, 当該産物の存在を危険にさらす (7条(3)(c))

(d) 一般化している名称である場合 (7条(3)(d))

ウ. 審理主体

登録異議申立はEU委員会により審理される(7条(3)後段)。

エ. 審理手続及び処分

異議がないとき又は異議理由がないときは登録し(7条(4)前段), 登録後公告する(同後段)。

10. 登録の告知（ラベル表示）

（1）証明商標

証明商標が登録されたときは商標権者は®と表示することによって自己の標章が登録されている旨の告知をすることができる。この表示をしなかった場合は、侵害訴訟における被告使用者がその登録を実際に認識していた場合を除き、この章の規定に基づき利益及び損害賠償の回復をすることができない。

（2）GI登録

a. 共同体を原産地とする農産物及び食品

次のPDOマーク又はPGIマークをラベル表示しなければならない（義務的表示）（8条(2)）

< PDO マーク >



< PGI マーク >



b. 第3国を原産地とする農産物及び食品

上記ラベル表示をすることができる（権利的表示）（8条(3)）

このように、GI登録の大なる公益性は、登録の告知方法にもあらわれている。

11. 登録の効果

（1）証明商標

ア. 商標権による保護

証明商標が登録されたときは商標権による保護を受ける

よって証明商標の商標権者は、他人による使用が混同、錯誤を生じさせ又は欺瞞するおそれがあるときは、次の権利を有する。

（ア）差止請求権（32条）

（イ）損害賠償請求権（3倍賠償，法定損害賠償を含む）（34条，35条）

イ. 第三者の義務

何人も、取引において虚偽の原産地名称を使用し、それが a) 商品，サービスの出所等について混同誤認を生じさせ又は欺瞞するおそれがあるとき， b) 商業広告，販売促進において原産地を不実表示しているときは民事的責任を負う（43条）。

また、刑事的制裁（偽造の場合）が課せられる。

ウ. 第三者の正当使用（Fair use）

証明商標が地理的原産地に関する表示の場合、記述的商標の Fair use の原則により、権利者は第三者に対しその商品の地理的原産地を公正かつ正確にかつ非商標的使用態様で記述することを排除することができない。

（2）GI登録

ア. 行為規制の効力

登録名称は、次の事項に対抗して保護されるものとする（13条(1)）。

（ア）非登録産物への使用（13条(1)(a)）

登録の対象でない産物についての登録名称の直接的又は間接的営利使用。

ただし、それらの産物が登録名称の下で登録されている産物と類似していること、又はその名称を使用することが保護名称の評判の不当な利用になる場合に限る。

（イ）悪用，模倣又は想起（13条(1)(b)）

産物の真の原産地が表示されている場合、又は保護名称が翻訳されているか若しくは「style」, 「type」, 「method」, 「as produced in」, 「imitation」その他類似の表現が添えられている場合であっても同様とする。

（ウ）品質誤認（13条(1)(c)）

産物に関する内側又は外側の包装，広告用の資料又は書類に付した表示であって、産物の出所，原産地，種類又は基本的品質に関する前記以外の虚偽の又は誤認を生じさせるもの、及び産物の原産地に関して誤った印象を与える虞のある容器にその産物を詰めること

（エ）産物の真の原産地に関して消費者に誤認を生じさせる虞のある前記以外の慣行（13条(1)(d)前段）

ただし、登録名称が産物の一般名称を含んでいる場合は当該一般名称の使用は上記(a)又は(b)規制の対象にならない（13条(1)(d)後段）。

イ. 保護名称の開放性 (8条(1))

本規則に基づいて登録された名称は、対応する明細書に合致する農産物又は食品を市場に出す何れの事業者も使用することができる。

ウ. 保護の永続性

登録名称は一般名称になることがない (13条(2))

エ. エンフォースメント (権利の執行)

・登録者は、第三者による使用に対し、差止請求、損害賠償請求をすることができ、また行政当局による取締の対象となる。

権利の執行に関しては規定がないので、加盟国の国内手続に従う (AIPPI 報告書 306 頁)。加盟国の国内法により登録者は、第三者による使用に対し、差止請求、損害賠償請求をすることができ、また行政当局による取締の対象となる。例えば、フランス、イタリア国内法において、差止請求、損害賠償請求が認められる (農水省「地理的表示保護制度研究会」第 1 回資料 2)。またフランスでは、フランス競争・消費・不正抑止総局 (DGCCRF) による行政罰として、商品の差し押さえ、リコール、生産者または取引者の格下げ、不正表示の使用禁止 (修正を含む) 等がある (平成 19 年度経産省委託事業「知的財産の適切な保護に関する調査研究」報告書 (<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/houkokusyo.pdf>)。)

(3) 証明商標による保護と GI 登録による保護の比較
ア. 権利法対行為規制法

証明商標は商標権という権利法による保護であるため、理論上には権利の譲渡や許諾が可能である。もともと証明商標の場合、出願人適格を限定して運用されているため、現実には権利の譲渡や許諾はないであろう。

これに対し、GI 登録は産物を表示する名称の登録はされるが、それは地理的表示権という権利が発生するのではなく、行為規制法として規定されるため、第三者の行為が直接規制される。

これは対象が農産物や食品といった食の安全性に係る産物であるため、より大なる公益性があるとし消費者の立場から規定されたものと考えられる。よってエンフォースメント (権利の執行) は登録者だけでなく、行政当局による取締の対象ともなる。

イ. 永続性

証明商標は更新することにより永続化が可能となる。一方地理的表示は「保護名称は、一般名称になっ

てはならない」と規定されており、永続性が保障される (13条(2))。

ウ. 保護内容の手厚さ

(ア) GI 登録として登録された名称は次のような手厚い保護を受ける。まず、混同誤認があるときは、EU 農産物等規則 13 条(1)(c)により、また混同誤認がなくても、同規則 13 条(1)(b)により、さらに不正競争行為があるときは同規則 13 条(1)(a)により、登録名称は各保護される (AIPPI 報告書 302 頁)。

加えて疑義表示が保護名称の翻訳であっても規制対象とされ、また「style」, 「type」, 「method」, 「as produced in」, 「imitation」その他類似の表現が添えられている場合であっても同様とされる (13 条(1)(b))。

(イ) 一方証明商標の場合、混同、錯誤、欺瞞的使用に対しては保護の効力が及ぶが、翻訳の場合、「style」, 「type」, 「method」, 「as produced in」, 「imitation」その他類似の表現の場合、A + B の結合商標の場合に保護の効力が及ぶとする明文の規定はない (AIPPI 報告書 55 頁)。

12. 登録の取消

(1) 証明商標

登録証明商標が次のいずれかに該当する場合は、何人もその取消しを請求することができる (14 条(5))

- i) 権利者が証明商標の使用を管理していない又は正當に管理することができない場合 (適正管理性違反)
- ii) 権利者が商品、サービスの生産又は販売に従事している場合 (非使用性違反)
- iii) 権利者が証明行為以外の目的で証明商標の使用を許可した場合 (目的外使用)
- iv) 権利者が基準、条件を満たしている第三者の商品、サービスについて証明を差別的に拒絶した場合 (差別的取扱い) (知財研報告書 23 頁より)

(2) GI 登録

ア. 登録要件欠缺

委員会は、第 16 条(k)にいう細則に従って、保護名称の対象である農産物又は食品に係る産物明細書の条件が最早遵守されていないと考える場合は、登録の取消に係る第 15 条(2)にいう手続を開始するものとし、そのことが欧州連合公報において公告されるものとする (12 条(1))。

イ. 請求人適格

適法の利害を有する如何なる自然人又は法人も、請求の理由を示して登録の取消を請求することができる(12条(2)前段)。

ウ. 手続

第5条, 第6条及び第7条に規定する手続が準用される(2段階の手続, 異議)(12条(2)後段)。

いずれも登録要件の欠缺は登録取消の制裁となる。

13. 調整規定

(1) 証明商標

地理的表示と商標の抵触に関する明文の規定はない。また先使用(地理的表示の出願・登録以前の善意使用商標)に関する明文の規定はない。

(2) GI登録

ア. 登録地理的表示に抵触する商標(14条(1))

原産地名称又は地理的表示が登録されている場合, 同一種類の産物に関する後願商標は拒絶又は無効とされる(14条(1))。

この場合, 善意取得の商標登録者又は商標使用者は使用権が認められる(14条(2))。

イ. 既存商標に抵触するGI登録

原産地名称又は地理的表示は, 既存商標に抵触する場合であっても登録は可能である(3条(4)の反対解釈)ただし, 周知商標と抵触する場合であって消費者を誤認させるおそれがあるときは拒絶又は無効とされる(3条(4))。

ウ. 真の原産地を示していない商標の登録排除

ワインもしくはスピリッツについて又は関連して使用した場合, 原産地以外の場所を特定する商標は拒絶, 無効とされる(AIPPI報告書55頁)。

(3) 上記の如き規定の差異は公益性の強弱が次の如くイメージされている結果と考える。

<公益性の強弱>

一般名称	>	GI登録	>	証明商標
↑		↑		↑
出所表示機能 なし		品質保証機能 重視		出所表示機能 重視

すなわち, GI登録(原産地名称, 地理的表示)は, 公益性という点で見ると, 証明商標に優るが, 一般名称乃至普通名称に劣る。GI登録はより品質保証機能を重視し, 証明商標は出所表示機能を重視するのであり, 一般名称乃至普通名称にはもはや出所表示機能がない。

14. 類似制度

(1) 団体商標

証明商標に似た機能を有する制度として団体商標がある。団体商標とは「商標又はサービスマークであり, (1)協同組合, 団体又はその他の集合的グループ若しくは組織の構成員によって使用されているか, (2)その協同組合, 団体又はその他の集合的グループ若しくは組織の構成員が, それを取引において使用する誠実な意思の下に, 本法により設けられた主登録簿に登録するための出願を行なっているものをいい, 組合, 団体又はその他の組織の構成員であることを表示する標章(団体会員標章)を含む」をいう(US商標法45条)。

(2) 酒類に関する原産地名称及び地理的表示の保護

酒類に関する原産地名称及び地理的表示の保護は次の如くである。

ワインについて, EUワイン規則(ワイン市場の共通組織に関する2008.4.29付理事会規則)がある。

スピリッツについて, EUスピリッツ規則(スピリッツの定義, 種類, 展示, 標識及び保護に関する2008.1.15付欧州議会及び理事会規則)がある。

第3部 考察

1. 前提

前述した比較検討を踏まえて, 両制度をわが国に導入した場合について考察する。この考察は, 証明商標としてUS型制度が導入され, 地理的表示としてEU型制度が導入されることを前提とする。

まず次のことを確認したい。

ア. わが国商標法は地名のみの登録を許さないところ(商3条1項3号), 地域団体商標制度の導入により, 「地名+普通名称」の登録が一定の周知証明の下に可能となっている(商7条の2)。

イ. 地域団体商標では指定商品となる産物の品質自体は保証していない。一方地理的表示は対象となる産物の品質を保証する。よって消費者の信頼は地理的表示の方が得易い。

ウ. 地域団体商標の運用上, 出願人組合に加入していないアウトサイダーの問題が指摘されている。

エ. 上述した(2)より, 商標が周知化していない場合は, GI登録は可能である。また, 未登録商標と同一の名称からなるGI登録は可能である。例えば, 地名のみからなる地理的表示や地名+付随的

表示からなる地理的表示は未登録であろう。

オ. 商標権の効力に関し、使用権として専有できるのは同一商標、同一商品に限られ（商 25 条）、類似範囲における使用は禁止権が及ぶのみである（商 37 条 1 項 1 号）

2. わが国における地理的表示の保護

次に、わが国における地理的表示の保護を列挙すると次の通りである。

(1) 条約

ア. パリ条約

- ・ 10 条：原産地等の虚偽表示の取締
- ・ 10 条の 2：不正競争行為の禁止
- ・ 10 条の 3：商標・商号の不正付着，原産地等の虚偽表示，不正競争行為を防止するための法律上の措置

イ. TRIPs 協定

次の行為を禁止するための法的手段を利害関係人に対し確保する。

・ 22 条

公衆を誤認させるような方法で、真正の原産地以外の地域を原産地として表示

× 日本産ハムに「パルマハム」

○ 「日本産ハム パルマ風」

原産地を真正に示すが、他の領域を原産地と公衆に誤認させる表示

× 大分県産宇佐市の製品に「made in USA」

・ 23 条

ぶどう酒，蒸留酒：公衆の誤認の有無を問わず、真正の地域を表示しない表示を禁止するための手段を確保

翻訳，「～type」等の表示を伴うものも認めない

× 日本産ボルドー風ワイン

ウ. 虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定

(2) 表示の規制に関するもの

ア. 原産地誤認惹起行為の規制（不競法 2 条 1 項 13 号）

イ. 水際措置（関税法 71 条 1 項）

ウ. 不当表示の禁止（原産国に関する）：不当景品類及び不当表示防止法 4 条第 3 号の規定を受けた公正取引委員会告示第 34 号（昭和 48 年 10 月 16 日）

エ. 国産品につき都道府県名等を記載することを規

制するもの（JAS 法等）

(3) 商標制度

ア. 農林水産物とその原産地に周知性がある場合に権利を与えて保護

・ 3 条 2 項（周知商標）

・ 7 条の 2（地域団体商標）等

イ. 地名や地名と商品名等の結合に関しては権利保護を与えない

・ 3 条 1 項 3 号，同 6 号，4 条 1 項 16 号，同 17 号等

(4) 独自の保護制度

ア. 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

イ. 地理的表示に関する表示基準

指定を受けた酒類の産地表示をその産地以外に表示（翻訳，「型」等の表示を伴う場合を含む）することを禁止

・ 国税庁長官が指定する日本国のぶどう酒，蒸留酒の産地

・ WTO 加盟国において当該産地以外のものへの表示が禁止されているぶどう酒，蒸留酒の産地

・ 国税庁長官が指定する清酒の産地

（弁理士会レジュメ：平成 22 年度日本弁理士会農林水産知財対応委員会第 3 部会レジュメ（井上敬也，木村正彦，中島和昭，西本泰造）6 頁～8 頁）

3. 論点

地理的表示と証明商標の制度が導入されると、権利実行の局面で次の如き交錯関係が予測される。例えば、「東京すいか」という同一の地名からなる商標（地域団体商標又は証明商標）と地理的表示が併存する場合を考える。この場合、商標権者 T と地理的表示の GI 登録者 G とは別人であるとする。また GI 登録者 G の使用については EU 農産物等規則に倣い産物明細書基準に合格したことを証明する証紙（ラベル）を表示しているものとする。このようなことは商標の周知化の程度が限定的であり、かつ商標が標準文字からなる場合が典型的ケースとなるであろう⁽⁶⁾。例えば、地域団体商標として登録された「有田みかん」「泉州水なす」は標準文字で登録されている。

(1) 商標権者 T の使用に関し

ア. 商標権者 T が同一商標を同一指定商品「すいか」に使用した場合において、該「すいか」が GI 登録の対象産物と同一であるとき

イ. 商標権者 T が同一商標を同一指定商品「すいか」に使用した場合において、該「すいか」が GI 登録の

対象産物と異なるとき

ウ. 商標権者 T が商標の類似範囲にありかつ登録名称と同一の商標を同一指定商品「すいか」に使用した場合において、該「すいか」が GI 登録の対象産物と同一であるとき

エ. 商標権者 T が商標の類似範囲にありかつ登録名称と同一の商標を同一指定商品「すいか」に使用した場合において、該「すいか」が GI 登録の対象産物と異なるとき

オ. 商標権者 T が登録商標を使用するとともに、GI 登録を示す証紙（ラベル）と同一のマークを併用した場合

カ. 商標権者 T が登録商標を使用するとともに、GI 登録を示す証紙（ラベル）と類似のマークを併用した場合

(2) GI 登録者 G の使用に関し

キ. 登録名称が標準文字からなる商標とは異なる字体からなる場合

ク. 登録名称が字体に特徴がある商標を模倣した字体からなる場合

ケ. GI 登録者 G が「東京すいか」の商標のみを付し、証紙（ラベル）を使用しない場合

4. 商標権者による同一範囲の使用

(1) 自己使用（ア. イ. の場合）

商標権は指定商品について登録商標の使用を排他的にする権利であるから（商 25 条）GI 登録が併存していた場合であっても、同一指定商品についての同一商標の使用は、GI 登録による規制は受けず、商標権者は使用することができる。商標法においては指定商品の概念が品種の異同を区別しないため、使用される産物が「すいか」の範ちゅうに属すれば、ア. 及びイ. を区別する理由はない。

(2) 排他性（ア. の場合）

ア. の場合において、商標権者 T と GI 登録者 G がいずれも差止請求等の権利行使をした場合はどうか。ア. の場合は、理論的には商標権者 T の権利行使が認められることになると解するが、このようなケースは実際上ないであろう（後述(4)参照）。

(3) 排他性（イ. の場合）

一方、イ. の場合、商標権者 T の権利行使は認められず、GI 登録者 G の権利行使が認められることになると解す。理由は、登録名称は「登録の対象でない産物」についての使用に対抗して保護されるのであり

(EU 農産物等規則 13 条(1)(a))、産物明細書には対象となる「原材料を含めた農産物又は食品」の品質基準として品種レベルの「すいか」の規定が盛り込まれる場合が多いと考えられるからである。よって GI 登録とは異なる品種の「すいか」に使用している商標権者 T の権利行使は権利濫用になる可能性がある。

(4) (2)に続け、EU 農産物等規則 14 条(1)及び同 3 条(4)によれば、登録名称がある場合商標の登録は許されないが、既登録商標があっても誤認させないような名称であれば GI 登録は可能である。尤も既登録商標が周知となっていれば、同一地名からなる名称（原産地名称又は地理的表示）は消費者を誤認させるおそれ有として登録されない（EU 農産物等規則 3 条(4)）。よって、ア. のようなケースは現実には起こらないだろうが、イ. のようなケースはあり得るかもしれない。

5. 商標権者による類似範囲の使用

(1) 自己使用

商標権者 T が登録商標と類似するが登録名称と同一態様とした商標を同一の指定商品中の同一品種の「すいか」に使用する場合（ウ. のケース）、その使用は GI 登録との関係で許されるか。この場合、商標権者 T には商標法 25 条による保護が及ばない。商標法 37 条 1 号は排他性の問題であり、自己使用を保障する規定ではない⁽⁷⁾。EU 農産物等規則 13 条(1)(b)の名称模倣として、商標権者による類似範囲の使用は規制対象となる。エ. のケースも同様に規制対象となり、商標権者 T は類似商標の使用をすることができない。

(2) 排他性

この場合において、商標権者 T と GI 登録者 G がいずれも差止請求等の権利行使をした場合はどうか。エ. の場合、商標権者 T の権利行使は認められず、GI 登録者 G の権利行使が認められることになると解す。理由は、類似商標の使用は EU 農産物等規則 13 条(1)(b)の名称模倣としての使用であるから、GI 登録の規制対象となるからである。

また、ウ. の場合も同様であり、商標権者 T の権利行使は許されない。

6. 商標権者による証紙（ラベル）の併用

(1) 自己使用

商標権者 T が登録商標を使用するとともに、GI 登録を示す証紙（ラベル）を付して、販売した場合、商標権者 T は該販売を継続できるか。

商標権者 T が産物明細書の基準を満たす産物について登録商標を使用するときは（オ. の場合）、GI 登録を示す PDO マーク、PGI マークを併用することができるのは当然である。しかしながら、当該産物が登録商標の指定商品と同一であっても、産物明細書の基準を満たさない産物（例えば異なる品種の「すいか」）の場合は、証紙（ラベル）（PDO マーク、PGI マーク）を使用することはできないから、（EU 農産物等規則 13 条(1)(c)(d)）、商標権者 T の販売は GI 登録により規制される。

次に、上記の場合において、PDO マーク、PGI マークに類似するマークを併用することは、産物明細書の基準を満たす産物については考え難いが、同基準を満たさない産物（例えば異なる品種の「すいか」）については有り得る（カ. の場合）。この場合は商標権者 T の販売は GI 登録により規制される（EU 農産物等規則 13 条(1)(c)）。

（2）排他性

この場合において、商標権者 T と GI 登録者 G がいずれも差止請求等の権利行使をした場合はどうなるか。オ. の場合、EU 農産物等規則 13 条(c)(d) 及び各国内法に基づき GI 登録者 G の権利行使のみ認められると解す。商標権者 T の権利行使は権利濫用になる可能性がある。

同様にカ. の場合も、EU 農産物等規則 13 条(c)(d) 及び各国内法に基づき GI 登録者 G の権利行使のみ認められると解す。商標権者 T の権利行使は権利濫用になる可能性がある。

7. GI 登録者 G による使用

（1）登録名称が標準文字からなる商標と異なる字体からなる場合（キ. の場合）

商標（地域団体商標又は証明商標）が標準文字からなる場合、このようなケースが想定される。例えば地域団体商標の周知度が低く、地理的表示との間に誤認を生じさせるおそれがないときは、地理的表示の登録は許される（EU 農産物等規則 3 条(4)）。多くの場合 GI 登録による登録名称は「伝統的な」名称として使用されており、所定の字体で表記されたものであろう。かかる場合、商標と登録名称のどちらが使用されるであろうか。地理的表示が産物の品質を直接保証するマークであることからすれば、消費者の信頼・支持を得易いのは登録名称である。

この場合、登録名称が使用されている産物は、商標

権の侵害となるのであろうか。また、GI 登録者 G は登録名称の使用をすることができるのであろうか。この問題は前記ア. 及びイ. と平行の問題であり、次のように考える。

ア. 登録名称が使用されている産物が指定商品中に属する同一品種の場合は、GI 登録者 G は名称の使用をすることができるし、商標権者 T に対し差止請求等の権利行使も認められると解す（EU 農産物等規則 13 条(1)(a)）。

イ. 登録名称が使用されている産物が指定商品中に属する他品種の場合は、GI 登録者 G は名称の使用をすることができないし、商標権者 T に対し差止請求等の権利行使も認められないと解す（EU 農産物等規則 13 条(1)(a)）。つまり GI 登録者 G による名称使用は商標権侵害となる。

（2）地理的表示が商標を模倣した字体からなる場合（ク. の場合）

この場合、同一地名からなる限り、その名称は既存の登録商標の存在により拒絶されるであろうし（EU 農産物等規則 3 条(4)）、これを使用すれば商標権侵害として追及されると解す。しかし、品質保証を売物にする GI 登録がこのような模倣字体からなる名称表示を採用することは実際上ないであろう。

（3）GI 登録者 G が「東京すいか」の商標のみを付し、証紙（ラベル）を使用しない場合（ケ. の場合）

GI 登録者 G が地理的表示の貼付を懈怠した場合であり、実際には考え難いケースであるが、G は商標権侵害となるのであろうか。上記キ. 及びク. で述べた仕分けにより解すべきであろう。

（注）

(1) 証明商標は商品やサービスの地域的その他の出所、材料、製造方法、品質、適正若しくは他の特徴を、又は商品、サービスに係る作業又は労働がある連合体又は団体の構成員によりなされていることを証明するものでなければならない（ランナム法 45 条）。なお、証明商標は記述的標章であることを理由として拒絶されない。

(2) ワインに関しては EU ワイン規則（ワイン市場の共通組織に関する 2008.4.29 付理事会規則）、スピリッツに関しては EU スピリッツ規則（スピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する 2008.1.15 付欧州議会及び理事会規則）がある。我国にも酒類に関し、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」がある。

(3) 名称要件に関しては種苗法による保護要件を彷彿とさせる（種苗法第 4 条第 1 項）。

- (4)一般化している名称とは我国商標法の「普通名称」と同義と解される。
- (5)知財研報告書 20 頁 証明商標の場合、登録名義人の使用は禁止されており、商標権者が使用した場合は登録取消事由である (12 条(2))。

- (6)これら論点の抽出に当たっては日本弁理士会農林水産知財対応委員会木村正彦弁理士との議論に示唆を受けた。
- (7)日本商標協会で商標法 25 条の規定を改正する議論が起きているが、この点からの考慮をすべきである。

(原稿受領 2013. 1. 28)

書籍紹介



日本語版

判型：B5 判

ページ数：486 ページ

定価：税込み 5,250 円(本体価格 5,000 円)

ISBN コード 978-4-88361-993-1

発刊日：2013 年 1 月

英語版

判型：B5 判

ページ数：528 ページ

定価：税込み 5,565 円(本体価格 5,300 円)

ISBN コード 978-4-88361-994-8

発刊日：2013 年 1 月

日本語版

「産業財産の損害賠償の国際比較研究」

浜田治雄 著 (三恵社)

英語版

「International Comparative Research on Compensation for Damages in Industrial Properties」

Attorney at law, Haruo Hamada 著 (三恵社)

世界 90 カ国の産業財産の損害賠償のあり方がまとめられている。①根拠条文、②算定方法、③算定のための帳簿等の提出義務、④証明手段および証明責任転嫁制度の有無、⑤消滅時効、⑥裁判管轄、⑦懲罰的賠償制度の有無、⑧使用者の責任、⑨弁護士の手数料といった 9 つの項目について調査され、厚く解説されている。情報が不足しがちなアフリカ、中近東、アジア、ユーラシア、オセアニア、南米の慣行も意欲的に解明されている。

大きな特色として、日本語版に一对一で対応する英語版の書籍も用意されている。したがって日本語版と英語版の両方を備えれば、外国人と権利行使や損害賠償についてコレポンする際に、日本語版で目的のページをスムーズに探し当て、そして英語版の対応するページにストレスなくたどり着いて英語表現を使いこなすことができる。英語に慣れていない者でも(慣れていても)たいへん使いやすく、ありがたい。コレポン初心者には、英語表現の勉強にもなる。英語版は、きれいで品のある英文で記述されており、コレポン初心者は英語版を読むだけでも勉強になる。

産業財産の書籍は、英語版はあっても日本語版がなく、また日本語版があっても英語版はないことが多いと思われる。知財独特の英語の言い回しに不慣れなコレポン初心者には、頼りにできる本が少なく、悩みの種である。しかし本書では、日本語版にきっちり対応して、充実した英語版がある。長年、大学・大学院で知財教育に携わられた著者による、国際的に活躍できる知財人を育てたいという教育者としての熱意をひしひしとを感じる。英語版の価格が日本語版と同じに抑えられているのも良心的である。

もちろんベテランで、国際的に大活躍されている先生方にも、意欲的な調査結果から新しい知識を得るところ大と思われる。お薦めの良書である。

(広報センター担当執行理事 本田 淳)